

証券コード 6069
2023年6月7日
(電子提供措置の開始日 2023年6月1日)

株 主 各 位

東京都渋谷区東三丁目16番3号
トレンダーズ株式会社
代表取締役 会長
岡 本 伊 久 男

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので
ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の
以下ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.trenders.co.jp/ir/stockholder/meeting/>



株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/6069/teiji/>



当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権
を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のう
え、後述のご案内に従って2023年6月22日（木曜日）午後6時までに議決権を行
使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午後2時
[受付開始予定 午後1時30分]
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビススバルビル5階
「EVENT SPACE EBiS303」カンファレンススペースBC
会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾
の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのな
いようご注意ください。
本総会ではライブ配信及び事前の質問受付を予定しておりま
す。詳しくは6頁から7頁をご参照ください。
3. 目的事項
報告事項
1. 第23期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業
報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算
書類報告の件
- 決議事項
議案
- 取締役6名選任の件
4. 招集にあ
た
る
決
定
事
項
1. 書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権を行使さ
れた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議
決権行使としてお取り扱いいたします。
 2. インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、
最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱い
いたします。
 3. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使
書において、賛否の表示がない場合は、賛成の表示があっ
たものとしてお取り扱いいたします。

以 上


- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。
- ① 事業報告
- 「企業集団の現況に関する事項」における次の事項
 - －主要な事業内容
 - －主要な営業所
 - －従業員の状況
 - －主要な借入先
 - 「会社の新株予約権等に関する事項」
 - 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類
- 「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類
- 「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネットの各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月23日（金曜日）
午後2時（受付開始：午後1時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）
午後6時到着分まで



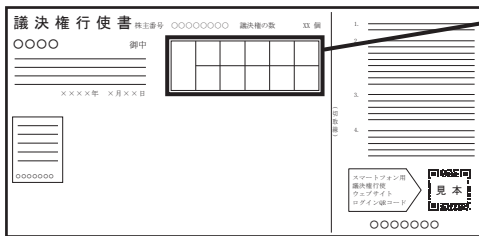
インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 33 票

○ ○ ○ ○ 印中

XXXXXXXX XX XXXX

インターネット投票
議決権行使
ウェブサイトで
投票の権限を

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

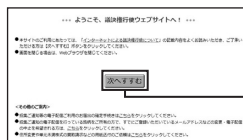
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。


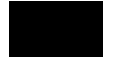
※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9：00～21：00)

【インターネットによるライブ配信及び質問の事前受付のご案内】

以下の方法で、第23回定時株主総会の模様のライブ配信視聴と、第23回定時株主総会の報告事項及び決議事項に関する質問をお受けいたします。

議決権行使書を投函する前に、お手元に株主番号を控えたうえでお申込みください。

申込期限（共通）	2023年6月21日（水）午後6時
申込方法（共通）	<p>①「トレンダーズ株式会社 第23回定時株主総会 質問・ライブ配信視聴受付フォーム」にアクセス  </p> <p>②受付フォームに株主番号（9桁の数字）、お名前、メールアドレス、質問、ライブ配信視聴の希望有無を入力の上で送信</p> <p>③受付完了メールを確認 申込み完了後1時間以内にお礼メールが届かない場合には、再度ご入力いただくか、株主総会事務局担当までご連絡ください。</p>
ライブ配信の視聴方法	<p><ライブ配信日時> 2023年6月23日（金）午後2時～株主総会終了時刻</p> <p><視聴手順> 視聴手順はお礼メールにてご案内します。 また、視聴URL等は、2023年6月23日（金）午後1時半頃、ご提供いただいたメールアドレス宛にお送りを予定しています。</p>
質問への回答の確認方法	株主総会当日に回答いたします。
申込に関する問い合わせ先	〒150-0011 東京都渋谷区東三丁目16-3号 エフ・ニッセイ恵比寿ビル8F トレンダーズ株式会社 株主総会事務局担当 Tel:03-5774-8876

【留意事項】

- ・ライブ配信は、パソコン・スマートフォン等でご視聴いただくことができません。
- ・ライブ配信の視聴は、会社法上の株主総会への出席とは認められません。当日の質問、議決権行使、動議はできません。事前に議決権行使をお済ませください。
- ・通信障害等により、ライブ配信の乱れや視聴できないトラブルが生じた場合であっても、つなぎ直し等の対応はできません。後日配信予定の録画をご視聴ください。
- ・ご質問には、株主の皆さまのご関心が高い事項を中心に回答いたします。個別のご質問や、株主総会に適切ではないと判断されるご質問には回答できない場合があります。
- ・本留意事項のほか、インターネットによるライブ配信及びご質問に関する注意事項等を「トレンダーズ株式会社 第23回定時株主総会 質問・ライブ配信視聴受付フォーム」内に表示します。内容をご確認いただき、同意のうえでお申込みください。

株主総会参考書類

議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名（うち社外取締役3名）の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位	
1	岡本伊久男	当社代表取締役会長	再任
2	黒川涼子	当社代表取締役社長	再任
3	田中隼人	当社取締役CFO	再任
4	本田哲也	当社社外取締役	再任 社外 独立
5	石川森生	当社社外取締役	再任 社外 独立
6	横山隆治	当社社外取締役	再任 社外

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式の 数
1	おかもと いくお 岡 本 伊久男 (1970年1月28日)	1997年10月 株式会社シーアイエー入社 2000年7月 株式会社マクロミル入社、執行役員 就任 2001年4月 同社取締役就任 2003年9月 同社取締役CFO就任 2007年5月 当社顧問就任 2008年10月 株式会社メディアフラッグ非常勤監 査役就任 2009年9月 株式会社マクロミル非常勤監査役就任 2010年6月 当社監査役就任 2011年3月 当社社外取締役就任 2011年10月 当社取締役就任 2014年5月 当社代表取締役社長就任 2015年4月 株式会社Smarprise取締役就任 2017年7月 当社代表取締役 社長執行役員CEO就 任 2018年5月 株式会社BLT代表取締役社長就任 2020年4月 当社代表取締役会長就任 (現任)	1,664,600株
<p><選任理由></p> <p>岡本伊久氏は、当社の取締役として12年間、うち代表取締役として9年間当社の経営を担っており、長年に亘る経営経験を有するとともに、経営及び事業全般に関わる重要事項の判断を行ってまいりました。今後も当社グループが持続的な企業価値の向上を目指すにあたり適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	黒川涼子 (1974年9月3日)	1997年4月 株式会社東京スタイル入社 2000年10月 テンプスタッフ株式会社入社 2004年9月 ドクターカナコ株式会社入社 2006年8月 当社入社 2012年7月 当社執行役員就任 2014年6月 当社取締役就任 2015年6月 当社取締役兼常務執行役員就任 2017年7月 当社取締役 副社長執行役員COO就任 2018年5月 株式会社BLT取締役就任 2018年5月 株式会社MimiTV代表取締役社長就任 2019年6月 株式会社BLT監査役就任 2020年4月 当社代表取締役社長就任(現任) 2022年2月 株式会社クレマンスラボラトリー取締役就任(現任)	30,000株

<選任理由>

黒川涼子氏は、2006年の入社以降、当社グループの基幹事業であるマーケティング事業の立ち上げと収益化及び事業拡大に多大なる貢献をして参りました。加えて、当社グループの役員を歴任することで当社グループの経営に携わり、長年に亘る経営および事業統括の経験を有しております。これらの実績から適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	田中隼人 (1989年8月5日)	2014年4月 当社入社 2018年4月 当社執行役員CFO就任 2020年6月 当社取締役CFO就任(現任) 2022年2月 株式会社クレマンスラボラトリー取締役就任(現任)	0株

<選任理由>

田中隼人氏は、2014年の入社以来、経理財務・IR・経営企画・M&A等に幅広く携わり、2018年以降は執行役員CFO、2020年6月以降は取締役CFOとして財務や会計に関する専門知識と経験を活かして当社グループの発展に貢献して参りました。これらの実績から適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	ほんだてつや 本田哲也 (1970年8月7日)	1995年4月 株式会社セガ入社 1999年8月 フライシュマン・ヒラード・ジャパン株式会社入社 2006年8月 ブルーカレント・ジャパン株式会社設立、代表取締役社長就任 2019年4月 株式会社本田事務所設立、代表取締役社長就任(現任) 2019年6月 当社社外取締役就任(現任)	0株
<p><選任理由及び期待される役割の概要></p> <p>本田哲也氏は、外資系PR会社の代表として長年経営に携わるとともに、PR業界の第一人者としての豊富な知見と当社事業領域への深い見識を有しており、当該知見を活かして特にPR事業について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	いしかわもりう 石川森生 (1984年7月31日)	2008年4月 SBIホールディングス株式会社入社 2010年1月 SBIナビ株式会社(現・ナビプラス株式会社)設立 2011年6月 マガシーク株式会社入社 2014年1月 株式会社TUKURU設立、代表取締役社長就任 2016年2月 株式会社ディノス・セシール入社、CECO就任(現任) 2019年11月 Mr. Yook株式会社設立、代表取締役社長就任(現任) 2020年6月 当社社外取締役就任(現任)	0株
<p><選任理由及び期待される役割の概要></p> <p>石川森生氏は、会社経営に関する経験と知識に加え、数多くのEC事業責任者を歴任しており、当社の事業領域であるEC事業への豊富な見識を有しております。当該知見を活かして特にEC事業について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等頂くことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式の 数
6	よこやま りゆうじ 横 山 隆 治 (1958年 9 月 29日)	1982年 4 月 株式会社旭通信社（現株式会社ADK ホールディングス）入社 1996年12月 デジタルアドバタイジングコンソ シアム株式会社 代表取締役副社長 就任 2008年 7 月 株式会社ADKインタラクティブ代表 取締役社長就任 2011年 4 月 有限会社シックス・サイト代表取締 役社長就任（現任） 2011年 6 月 株式会社デジタルインテリジェンス 代表取締役社長就任 2014年10月 株式会社ベストインクラスプロデュ ーサーズ取締役就任（現任） 2022年 6 月 当社社外取締役就任（現任）	0株
<p><選任理由及び期待される役割の概要></p> <p>横山隆治氏は、会社経営に関する経験と知識に加え、インターネット関連事業を提供する企業において長年に亘り数多くの事業に携わった経験により培った広告・マーケティング領域に関する豊富な見識を有しております。当該知見を活かして特にデジタルマーケティングの領域において専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等頂くことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 横山隆治氏を除く各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 横山隆治氏と当社の間には、2023年 3 月期において160万円の業務委託の取引がありますが、当社の売上規模に鑑みると、特別の利害関係の観点から重要性はありません。
3. 本田哲也氏、石川森生氏及び横山隆治氏は、社外取締役候補者であります。
4. 本田哲也氏、石川森生氏及び横山隆治氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本田哲也氏が本株主総会終結の時をもって4年、石川森生氏が本株主総会終結の時をもって3年、横山隆治氏が本株主総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、社外取締役 本田哲也氏、石川森生氏及び横山隆治氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。なお、各氏の再任が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、本田哲也氏及び石川森生氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

<ご参考>スキルマトリクス

議案が承認されたのちの取締役及び監査役のスキルマトリクスは次のとおりであります。

氏名	役職	専門性・経験							
		企業経営	財務会計	法務	人事労務 人材開発 HR	事業領域 (PR)	事業領域 (EC)	事業領域 (デジタルマーケティング)	事業領域 (インベストメント)
岡本 伊久男	代表取締役 会長	○	○						○
黒川 涼子	代表取締役 社長	○			○	○	○	○	
田中 隼人	取締役 CF0	○	○		○				○
本田 哲也	社外取締役	○				○			
石川 森生	社外取締役	○					○		
横山 隆治	社外取締役	○						○	
郭 翔愛	常勤監査役	○			○				
都 賢治	社外監査役		○						
橋岡 宏成	社外監査役			○					

(注) 上記のスキルマトリクスは、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループが属するインターネット広告市場は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響があった中でも社会のデジタル化にともなって着実な成長を続け、2022年の市場規模は3兆912億円（前年比14.3%増）となり、日本の総広告費の43.5%を占めております。また、2022年の日本の総広告費は前年比4.4%増の7兆1,021億円で、調査が開始されてから過去最高となりました（※1）。インターネット広告が、広告市場全体を支え、牽引している状況といえます。

インターネットが社会全体のインフラとなっている現在、インターネットでアクセスできる各種プラットフォームやWebサイト、Webサービス等は、生活者にとって欠かせない情報源であり、中でも、多種多様なアカウントより発信される情報をリアルタイムで入手できるSNSは、生活者の意識や購買行動に与える影響力を増しております。企業においてもSNSを活用したマーケティングに注力する動きが加速しており、2023年のソーシャルメディアマーケティングの市場規模は、前年比17.0%増の1兆899億円と拡大する見込みです（※2）。

（※1）出典：株式会社電通「2022年 日本の広告費」

（※2）出典：サイバー・バズ／デジタルインファクト調べ

こうした環境のもと、当社グループにおいては、顧客企業及び生活者のニーズに合致するSNSを軸としたデジタルマーケティングソリューションの開発・提供に注力いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

売上高	9,088,552千円	前期比38.6%増
営業利益	1,011,402千円	前期比70.4%増
経常利益	1,022,238千円	前期比72.7%増
親会社株主に帰属する 当期純利益	708,820千円	前期比77.3%増

セグメント別の業績は以下のとおりです。

①マーケティング事業

マーケティング事業は、「マーケティングソリューション領域」「ブランド・メディア開発領域」「メディカルビューティー領域」の3領域から構成されます。各領域の内容は以下の通りであります。

<マーケティングソリューション領域>

主に美容・食品飲料カテゴリの顧客企業に向けたSNSマーケティング支援

<ブランド・メディア開発領域>

自社メディアの運営と化粧品の輸入販売

<メディカルビューティー領域>

美容クリニック専売品の開発・販売とクリニックの総合プロデュース・運営支援

本事業においては、引き続き旺盛なSNSマーケティング需要を背景として、マーケティングソリューション領域のインフルエンサーサービスと美容メディアであるMimiTV等が好調に推移してまいりました。また、当該サービスとの連携強化及び複数の特定代理店との取引増加により、SNS広告の取扱額も拡大いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

売上高	8,359,495千円	前期比28.8%増
セグメント利益	938,167千円	前期比45.3%増

②インベストメント事業

インベストメント事業は、保有する資金を効果的、効率的に運用するため、非上場会社等への投資を行っております。

本事業においては、営業投資有価証券として保有する社債の利息収益と、投資事業有限責任組合出資持分の譲渡による収益が発生いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

売上高	729,057千円	前期比 -
セグメント利益	188,192千円	前期比256.2%増

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は56,408千円で、その主な内容は、自社メディアにおけるソフトウェアの開発によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当社は一時的な運転資金の確保のため金融機関からの借入を行っており、当連結会計年度末の借入金の残高は800,000千円であります。

また、新株予約権の行使請求に伴い、20,800株を発行し6,947千円を調達いたしました。

(4) 重要な企業再編等の状況

2022年4月1日付で、当社を吸収合併存続会社とし、当社の連結子会社であった株式会社MimiTVを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行っております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第20期 (2020年3月期)	第21期 (2021年3月期)	第22期 (2022年3月期)	第23期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高(千円)	3,079,986	3,333,434	6,557,825	9,088,552
経常利益(千円)	224,091	461,418	591,790	1,022,238
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	331,122	311,636	399,768	708,820
1株当たり当期純利益(円)	45.83	43.91	55.96	98.68
総資産(千円)	3,434,705	3,776,311	4,711,576	5,428,668
純資産(千円)	2,364,715	2,487,647	2,792,212	3,377,943
1株当たり純資産額(円)	329.89	349.51	388.85	469.16

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第20期 (2020年3月期)	第21期 (2021年3月期)	第22期 (2022年3月期)	第23期 (当事業年度) (2023年3月期)
売上高(千円)	2,539,618	2,872,217	5,570,416	9,069,941
経常利益(千円)	216,774	267,665	192,939	1,033,417
当期純利益(千円)	221,336	180,391	139,655	1,140,818
1株当たり当期純利益(円)	30.63	25.42	19.55	158.82
総資産(千円)	3,416,103	3,624,715	4,327,761	5,439,054
純資産(千円)	2,334,217	2,325,905	2,371,445	3,389,175
1株当たり純資産額(円)	325.63	326.77	330.20	470.72

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

子会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
株式会社クレマンス ラボトリー	1,000千円	100.0%	化粧品等の企画、 開発、販売業等

(7) 対処すべき課題

当社グループでは、以下の事項を主要な課題として認識し、今後も持続的な成長を図ってまいります。

① 競争力のあるマーケティングサービスの開発

当社グループの主力事業である、マーケティング事業の美容マーケティング領域が属するインターネット広告市場は、市場が順調に拡大している一方で、トレンドが移り変わるスピードは非常に速く、かつ競争環境は年々激化しております。そのような中、当社グループが継続的に収益を拡大させていくためには、競争力のあるサービスを開発し、マーケティングのプロ集団として顧客企業へ価値を提供し続ける必要があります。そのため、インフルエンサーマーケティングやMimiTVなどの継続的な進化に加えて、美容領域のマーケティングに特化した事業部を配置するなど、各個人およびチームの専門性を一層高めることに注力してまいります。

② 新規事業の立ち上げ及び収益化

当社グループの次なる収益の柱として、新規事業の立ち上げ及び収益化が課題だと認識しております。2024年3月期からは、メディカルマーケティング領域の収益化に向けて取り組んでまいります。

③ 働きやすい環境の整備

当社グループの継続的な成長のためには、能力と意欲を兼ね備え、当社グループの文化や価値観に共感する人材が最大限のパフォーマンスを発揮することが重要であると考えております。そのため、オフィス勤務とリモートワークを併用する働き方やフレックスタイム制度を導入するなど、柔軟に働きやすい環境を整備することや、性別や年齢・年次といった属性に関わらず機会が与えられる環境の構築として、女性活躍やD&I（ダイバーシティ&インクルージョン）の推進などを進めてまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社グループは、企業価値の最大化のためコーポレートガバナンスの実効性を重視し、内部統制の継続的な強化を推進しております。また、当社グループの事業に関連する法規制や社会的要請等にも適切な対応をすべく、引き続き内部管理体制の整備及び改善に努めてまいります。

⑤ 情報管理体制の強化

当社グループは事業運営上、多くの個人情報を含む機密情報を保有しております。そのため、個人情報等の機密情報の保護に関しては重要課題であると認識しており、社内規定の厳格な運用、機密情報の取り扱いに関する定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備を行い、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）のプライバシーマーク（Pマーク）も取得しております。今後も引き続き、情報管理体制の強化を図ってまいります。

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 7,628,800株
 (3) 株主数 3,143名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
岡 本 伊 久 男	1,664,600株	23.14%
㈱日本カストディ銀行(信託口)	968,200	13.46
日本マスタートラスト信託銀行㈱(信託口)	548,700	7.63
NOMURA PBNOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村証券㈱)	271,800	3.78
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFJ証券㈱)	177,400	2.47
㈱ S B I 証 券	149,157	2.07
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券㈱)	145,194	2.02
上 田 八 木 短 資 ㈱	128,500	1.79
郭 翔 愛	108,000	1.50
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 ㈱三菱UFJ銀行)	99,405	1.38

(注) 1. 当社は、自己株式を433,785株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(注) 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2023年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	岡本伊久男	会長
代表取締役	黒川涼子	社長 ㈱クレマン斯拉ボラトリー 取締役
取締役	田中隼人	CF0 ㈱クレマン斯拉ボラトリー 取締役
取締役	本田哲也	㈱本田事務所 代表取締役社長
取締役	石川森生	Mr. Yook(株) 代表取締役社長 ㈱ダイノス・セシール CECO
取締役	横山隆治	(有)シックス・サイト 代表取締役社長 ㈱ベストインククラスプロデューサーズ取締役
常勤監査役	郭翔愛	(同)Tasuki 代表社員
監査役	都賢治	税理士 ㈱アルタス 代表取締役 ㈱アイスタイル 社外監査役 ㈱サイバー・バズ 社外監査役
監査役	橋岡宏成	弁護士 ㈱くふうカンパニー 社外取締役 ノイルイミュン・バイオテック(株) 社外監査役

- (注) 1. 取締役 本田哲也氏、取締役 石川森生氏及び取締役 横山隆治氏は社外取締役であります。
2. 監査役 都賢治氏及び監査役 橋岡宏成氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 本田哲也氏及び取締役 石川森生氏、監査役 都賢治氏及び監査役 橋岡宏成氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
4. 監査役 都賢治氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位
小柳津 林太郎	2022年6月28日	任期満了	取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 重要な子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する基本方針に係る事項

当社は、2022年6月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を、以下の内容で決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針

1. 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針並びに各報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

<社内取締役・社外取締役共通の方針>

- (1) 報酬委員会を設置し、報酬委員会に、本方針に沿った取締役の報酬等の案の策定を委任する。
- (2) 報酬委員会の構成は経産省の「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」等に準拠することを前提とする。
- (3) 報酬等の種類は固定の金銭報酬のみとし、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は採用しない。なお、年間の金銭報酬額として決定した額を12等分した額を、月例の固定金銭報酬（以下「固定報酬」という）とする。
- (4) 2006年2月8日の臨時株主総会決議に基づき、取締役の報酬総額は年額200,000千円を限度とする。

< 社内取締役に関する方針 >

(1) 役職に応じた報酬基準額を、当社の過去実績や他の国内企業の社内取締役に対する固定報酬に関する調査結果、同種又は同規模の国内企業の取締役報酬額を参考に定めたうえで、以下を勘案のうえで報酬委員会により策定し、決定する。

(イ) 前期の当社グループの業績

(ロ) 前期に当社グループ内で担った役割

(ハ) 当期に当社グループ内で担う役割

(2) 取締役としての報酬と委任型執行役員としての報酬は区分せず、各取締役兼委任型執行役員の報酬額の合計が、取締役報酬総額の枠内となるよう配分する。

< 社外取締役に関する方針 >

以下を勘案のうえで報酬委員会により策定し、決定する。

(1) 第三者が実施した、他の国内企業の社外取締役に対する固定報酬に関する調査結果

(2) 経歴等より期待される貢献

2. 取締役に対し報酬等を与える時期

固定報酬は任期中となる7月から翌年の6月までの職務の執行の対価として定期的に支払うものとし、毎月末において締め切り、翌月25日に支払うものとする。ただし、支払日が休日若しくは銀行休業日に当たるときはその前営業日に繰り上げて支払う。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

当社では、取締役の個人別の報酬等の額の決定における独立性及び客観性を強化するため、取締役会の諮問機関として任意で報酬委員会を設置しております。なお、報酬委員会の策定した、取締役の個人別の報酬等の内容に関する原案（以下「報酬原案」）を尊重して、取締役会が取締役の個人別の報酬等の額を決定しております。

< 報酬委員会 >

(1) 報酬委員会の構成

報酬委員会委員長 本田 哲也（社外取締役）

報酬委員 都 賢治（社外監査役）、橋岡 宏成（社外監査役）、

岡本伊久男（代表取締役会長）、黒川涼子（代表取締役社長）

(2) 報酬委員会の活動目的

取締役報酬等の内容の決定方針に従い、報酬原案を策定すること。なお、報酬等とは金銭報酬及び非金銭報酬をいい、当事業年度の取締役に對する報酬等について、所定の報酬等とは別に臨時に報酬（報酬に類するものを含む）が発生する場合には、臨時報酬等についても、報酬原案策定の対象とする。

②2022年7月より2023年6月における取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等については、社外取締役を委員長とした報酬委員会において、審議・提案され、報酬委員会の答申を受けて取締役会で決議しているため、その内容が当該方針に沿うものであると判断しています。

③当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

	人数 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）		
			基本報酬	非金銭報酬等	業績連動報酬
取締役 (うち社外取締役)	7 (4)	92,372 (14,000)	92,372 (14,000)	-	-
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	8,400 (4,800)	8,400 (4,800)	-	-
合計 (うち社外役員)	10 (6)	100,772 (18,800)	100,772 (18,800)	-	-

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2006年2月8日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内と定められております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2006年2月8日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と定められております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。
4. 取締役の人数及び報酬等の総額には、2022年6月28日に退任した社外取締役1名の報酬等の額が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 本田哲也氏は、(株)本田事務所の代表取締役社長であります。当社と(株)本田事務所との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 石川森生氏は、Mr. Yook(株)の代表取締役社長及び(株)ディノス・セシールのCECOであります。当社とMr. Yook(株)及び(株)ディノス・セシールとの間には特別な関係はありません。
- ・取締役 横山隆治氏は、(有)シックス・サイトの代表取締役社長及び(株)ベストインクラスプロデューサーズの取締役であります。当社と(有)シックス

ス・サイトとの間には、当事業年度において160万円の業務委託等の取引がありましたが、現在は既に終了しているものであり、また当社の売上規模に鑑みると、特別の利害関係の観点から重要性はありません。当社と㈱ベストインクラスプロデューサーズとの間に特別な関係はありません。

- ・ 監査役 都賢治氏は、㈱アルタスの代表取締役、㈱アイスタイル及び㈱サイバー・バズの社外監査役であります。当社と㈱アルタス、㈱アイスタイル、㈱サイバー・バズとの間には特別な関係はありません。
- ・ 監査役 橋岡宏成氏は、㈱くふうカンパニーの社外取締役及びノイルイミュン・バイオテック㈱の社外監査役であります。当社と㈱くふうカンパニー及びノイルイミュン・バイオテック㈱との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

		出席・発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務
取締役	本田 哲也	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、会社経営やマーケティング・PR事業に関する知識と経験から意見を述べるなど、取締役会における議案審議等に必要な発言を適宜行っており、取締役会の意思決定及び主にPR事業に関する意思決定について、中立かつ客観的な観点から議論に参加することで、取締役会に対する監督機能を担っております。また、報酬委員会委員長として取締役の報酬等の客観性、合理性維持に貢献しております。
取締役	石川 森生	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、会社経営やマーケティング・EC事業に関する知識と経験から意見を述べるなど、取締役会における議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、取締役会の意思決定及び主にEC事業に関する意思決定について、中立かつ客観的な観点から議論に参加することで、取締役会に対する監督機能を担っております。
取締役	横山 隆治	2022年6月28日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回に出席し、会社経営やデジタルマーケティング・PR事業に関する知識と経験から意見を述べるなど、取締役会における議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、取締役会の意思決定及び主にPR事業に関する意思決定について、中立かつ客観的な観点から議論に参加することで、取締役会に対する監督機能を担っております。
監査役	都 賢治	当事業年度に開催された取締役会14回の全て、監査役会13回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会における議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、報酬委員会委員として取締役の報酬等の客観性、合理性維持に貢献しております。
監査役	橋岡 宏成	当事業年度に開催された取締役会14回の全て、監査役会13回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会における議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、報酬委員会委員として取締役の報酬等の客観性、合理性維持に貢献しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性などを検討し、職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つであると認識しており、事業投資による利益成長、企業価値向上を最優先事項としつつ、一時的に業績のブレが生じても安定的に還元ができるよう「1株当たり配当額の継続的な増加」と「DOE（純資産配当率）4%以上」を配当の基本方針としております。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、2023年5月12日の取締役会決議により1株当たり金22円といたしました。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,165,854	流動負債	2,031,122
現金及び預金	1,513,712	買掛金	698,288
受取手形	2,750	短期借入金	800,000
売掛金	1,248,792	未払法人税等	219,823
営業投資有価証券	2,157,577	契約負債	25,811
商品	38,826	未払消費税等	31,910
仕掛品	33,246	その他	255,289
その他	172,216	固定負債	19,602
貸倒引当金	△1,267	資産除去債務	19,602
固定資産	262,814	負債合計	2,050,724
有形固定資産	52,751	(純資産の部)	
建物	70,811	株主資本	3,390,642
減価償却累計額	△26,569	資本金	568,365
工具、器具及び備品	50,098	資本剰余金	548,854
減価償却累計額	△41,589	資本準備金	242,981
無形固定資産	72,761	その他資本剰余金	305,873
のれん	20,193	利益剰余金	2,571,137
ソフトウェア	37,601	その他利益剰余金	2,571,137
その他	14,966	繰越利益剰余金	2,571,137
投資その他の資産	137,301	自己株式	△297,714
敷金	61,403	その他の包括利益累計額	△15,004
長期貸付金	30,099	その他有価証券評価差額金	△15,004
繰延税金資産	45,798	新株予約権	2,305
		純資産合計	3,377,943
資産合計	5,428,668	負債・純資産合計	5,428,668

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,088,552
売 上 原 価		6,468,039
売 上 総 利 益		2,620,512
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,609,109
営 業 利 益		1,011,402
営 業 外 収 益		
助 成 金 収 入	17,252	
雑 収 入	701	
そ の 他	90	18,044
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,983	
そ の 他	224	7,208
経 常 利 益		1,022,238
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	80	
事 業 譲 渡 益	4,755	4,836
特 別 損 失		
減 損 損 失	53,515	53,515
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		973,559
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	283,094	
法 人 税 等 調 整 額	△18,354	264,739
当 期 純 利 益		708,820
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		708,820

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,166,933	流動負債	2,030,277
現金及び預金	1,506,349	買掛金	698,125
受取手形	2,750	短期借入金	800,000
売掛金	1,246,893	未払金	121,289
営業投資有価証券	2,157,577	未払費用	121,814
商品	37,031	未払法人税等	219,823
仕掛品	33,246	未払消費税等	31,074
前渡金	117,735	契約負債	25,811
前払費用	51,078	預り金	7,974
その他	15,546	その他	4,363
貸倒引当金	△1,275	固定負債	19,602
固定資産	272,121	資産除去債務	19,602
有形固定資産	52,751	負債合計	2,049,879
建物	70,811	(純資産の部)	
減価償却累計額	△26,569	株主資本	3,401,874
工具、器具及び備品	50,098	資本金	568,365
減価償却累計額	△41,589	資本剰余金	548,854
無形固定資産	52,067	資本準備金	242,981
ソフトウェア	37,101	その他資本剰余金	305,873
その他	14,966	利益剰余金	2,582,369
投資その他の資産	167,301	その他利益剰余金	2,582,369
関係会社株式	30,000	繰越利益剰余金	2,582,369
敷金	61,403	自己株式	△297,714
長期貸付金	30,099	評価・換算差額等	△15,004
繰延税金資産	45,798	その他有価証券評価差額金	△15,004
		新株予約権	2,305
		純資産合計	3,389,175
資産合計	5,439,054	負債・純資産合計	5,439,054

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,069,941
売 上 原 価		6,464,664
売 上 総 利 益		2,605,277
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,589,928
営 業 利 益		1,015,348
営 業 外 収 益		
受 取 管 理 料	6,900	
助 成 金 収 入	17,252	
そ の 他	931	25,084
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,983	
そ の 他	32	7,015
経 常 利 益		1,033,417
特 別 利 益		
抱 合 株 式 消 滅 差 益	420,749	
新 株 予 約 権 戻 入 益	80	
事 業 譲 渡 益	4,755	425,586
特 別 損 失		
減 損 損 失	53,515	53,515
税 引 前 当 期 純 利 益		1,405,488
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	283,024	
法 人 税 等 調 整 額	△18,354	264,669
当 期 純 利 益		1,140,818

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

トレンダーズ株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 光 廣 成 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トレンダーズ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレンダーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

トレンダーズ株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 光 廣 成 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トレンダーズ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

トレンダーズ株式会社 監査役会
監査役(常勤) 郭 翔 愛 ㊞
監査役 都 賢 治 ㊞
監査役 橋 岡 宏 成 ㊞

(注) 監査役都賢治及び監査役橋岡宏成は、社外監査役であります。

以 上

メ 毛

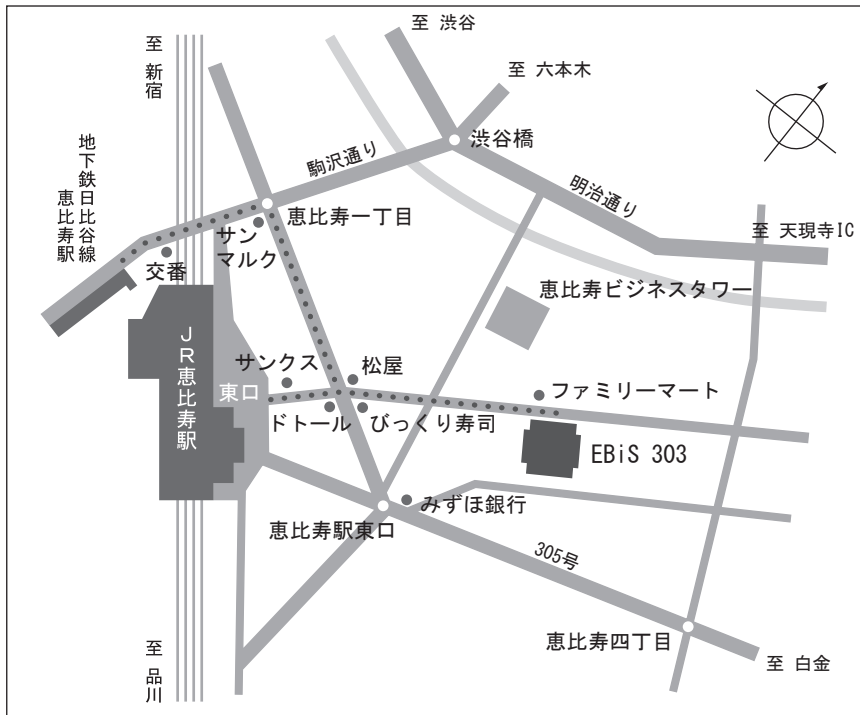


メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号 エビススバルビル5階
「EVENT SPACE EBiS303」カンファレンススペースBC
電話番号 0120-303557 (フリーダイヤル)



(会場への交通機関)

- JR「恵比寿駅」下車
東口改札（3階）より徒歩約3分
- 東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」下車
①番出口より徒歩約4分